

## ■教育行政のポイント

### “学校事務職”の体制整備

菱村 幸彦

今回は学校事務職の問題を取り上げる。

4月25日、中央教育審議会の特別部会において、文部科学省が実施した小・中学校の事務長等の配置状況に関するアンケート調査が報告された。

それによると、都道府県47・指定都市20のうち、事務長を「配置している」は19教委、「配置していない」は48教委、うち「配置を検討中」は4教委となっている。

#### 「チーム学校」答申に基づく改革

平成27年の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」は、事務職員の役割の強化と体制の整備を提言している。

すなわち、同答申は、チーム学校の実現のため、「学校のマネジメント機能の強化」を掲げ、その具体策の一つとして、(1)事務職員が学校運営に関わる職員であることを法令上明確化すること、(2)事務長等の学校運営事務の統括者を法令に位置付けること、(3)学校事務の共同実施組織について法令上明確化すること等を示した。

答申を受け、平成29年に「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が制定された。

この長い題名の法律のメインの改革は、教職員の加配定数の基礎定数化等にあるが、併せて事務職員についても、次の改革を行っている。

- (1)事務職員が主体的に校務運営に参画することを目指し、事務職員の職務規定を「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改める(学校教育法37条14項)。
  - (2)学校事務体制を整備するため、事務の共同組織である「共同学校事務室」を法律上明確化する(地方教育行政法47条の5)。
- なお、小・中学校において事務長が配置できること

および事務長の職務(校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を統括する)については、平成21年の学校教育法施行規則改正で措置している(46条)。

#### 事務長配置でマネジメント機能強化

このように事務職員の職務や体制の整備が進められているなかで、事務長の配置等が行われている。

上記のアンケートをみると、事務長を配置した学校では、▽事務長が専決権を持つことにより事務処理が効率化し管理職の負担軽減になっている、▽事務の合理化・効率化が図られ、教員の事務負担の軽減と児童生徒と向き合う時間の確保につながっている、▽学校運営への参画が進み、学校事務の平準化・効率化が推進されている、▽事務職員の組織的・計画的育成が進んでいる——等々のメリットが報告されている。

しかし、全体的には事務長の配置は、「検討中」を含めても全教委の3分の1にとどまっている。

アンケート調査によれば、事務長の配置が進まない理由として、▽小・中学校の事務職員は単数配置が基本で事務長配置が困難、▽事務長を配置するための事務職員数の増加が困難、▽共同学校事務を実施していないので事務長配置の必要性がない、▽新たな職階を設定することになるため首長部局との調整が必要——等が指摘されている。

事務職員の増加は難しいとしても、学校事務の共同化等により、事務長の配置を積極的に進める必要があろう。

もう一つ、アンケート調査で注目されるのは、事務職員の標準職務表等について「示している」が49教委に及んでいることだ。学校事務の合理化・効率化のためには標準職務表は欠かせない。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●答申・通知のポイントが3分でわかる! 【6/29 発売】

マップ&シートで**速攻理解!** 最新の教育改革 2018-2019

【編集】金子一彦 B5判・約 200 頁 / 予価(本体 2,200 円) + 税

